

令和 7 年度第 1 2 回総会（月例）議事録

日 時	令和 8 年 2 月 2 7 日（金） 午前 1 0 時開会
場 所	市役所みなと大通り別館 6 階 ソーホーかごしま会議室
出 席 委 員 （ 1 9 名 ）	仮屋 幸孝（会長） 永尾 寛（会長代理） 鳩宿 隆雄（運営委員） 有村 伊智博 内 たみ子 奥 賢一 押領司 美和子 黒沢 佐和美 國生 謙 迫 智子 鳥丸 俊秀 中村 敬志 浜田 春義 林 大史 平原 隆一 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 室屋 智美
欠 席 委 員 （ 0 名 ）	
事 務 局	事務局長 種村 主 幹 竹之内 支局主任 山崎、陣ヶ尾、小山田、山下、濱畑、小村、田代 専門員 東中川、高山、吉満、折田、渡邊、福元 主 査 迫、上崎 主 任 指宿、山口、矢崎、米倉、真方
農 政 総 務 課	主 査 神崎 主 任 綽
議 題	1 農地法第 3 条許可申請に関する件 2 農地法第 4 条許可申請に関する件 3 農地法第 5 条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積等促進計画に関する件 6 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 7 地域計画に係る意見書に関する件 8 令和 9 年度国への農地等利用最適化推進施策の意見について
報 告 事 項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第 3 条の 3 届出専決に関する報告について 3 農地法第 4 条・ 5 条届出専決に関する報告について 4 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知に関する報告について 5 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について

議 長	開 会（午前１０時） 定刻になりましたので、ただいまから、令和７年度第１２回総会を開催いたします。 本日の出席委員数について報告いたします。 １９人中１９人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。 次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。 （異議なしの声） それでは、黒沢委員、室屋委員にお願いいたします。 今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。 次に、議事参与の制限についてお知らせします。 議題５．「農用地利用集積等促進計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。 議題の審議に入って参ります。
-----	---

議 題	
議題１．農地法第３条許可申請に関する件 １ページ～５ページ １８件	
議 長	議題１．「農地法第３条許可申請に関する件」を審議します。 議題３．「農地法第５条許可申請に関する件」郡山の番号１５号の案件が、この第３条許可申請に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。 まず、谷山、１３番委員お願いします。
１３番委員	ご報告します。 番号１号、申請事由：労力不足、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。 番号２号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、７年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、伊敷、１９番委員お願いします。
１９番委員	ご報告します。 番号３号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉野、１１番委員お願いします。
１１番委員	ご報告します。 番号４号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在、経営農地はありませんが、昨年６月末まで利用権設定しており、４０年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 番号５号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号６号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号７号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉田、１番委員お願いします。
１番委員	ご報告します。 番号８号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号９号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 番号１０号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、桜島、６番委員お願いします。

6 番 委 員	ご報告します。 番号１１号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。譲受人は、現在経営農地はありませんが、１０年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、喜入、８番委員お願いします。
8 番 委 員	ご報告します。 番号１２号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号１３号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、従来より本市において３０年以上の営農経験があることから、新規就農には該当しません。 番号１４号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号１５号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号１６号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、従来より本市において２５年以上の営農経験があることから、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、郡山、７番委員お願いします。

7 番 委 員	ご報告します。 番号１７号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 番号１８号、農業廃止、新規就農、所有権移転、売買。 番号１８号は、１２ページの５条番号１５号と関連がありますので、読み上げのあと、併せて補足説明をいたします。 １２ページです 番号１５号、用途・施設：通路２１３．００㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人田、西…別件３条申請地、宅地、南…水路、里道、北…別件３条申請地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、権利の種類：所有権移転、売買。 それでは、補足説明いたします。 申請地は、郡山支所から東へ約２．４ｋｍの位置にある、第２種農地その他の農地です。 ５ページの第３条番号１８号の農地２筆の一部とは、この通路を除いた部分になります。 １２ページの第５条番号１５号の通路は、平成２年１月建築の隣地住宅への通路として造成され、利用されていたものです。 今回、その住宅と併せて購入するための申請になります。 なお、譲渡人の相続する前の所有者が、平成２年１月から２月までの間にコンクリート舗装を行い、通路として利用してきました。 その際に、農地転用の許可が必要であることを知らずに、整備したため、今回、顛末書添付のうえ、５条申請を行い、追認許可を受けようとするものです。 譲渡人に対しては、農地を転用する場合は、農地法の許可が必要なこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料１にありますように、今回の第３条案件の全ては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 又、今回の第５条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第２種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題１．「農地法第３条許可申請に関する件」１８件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 又、議題３．「農地法第５条許可申請に関する件」番号１５号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

議題２．農地法第４条許可申請に関する件 ６ページ １件		
議	長	次に、議題２．「農地法第４条許可申請に関する件」を審議します。 谷山、１３番委員お願いします。
１３番委員		ご報告します。 番号１号、用途・施設：住家１棟５２．９９㎡、庭敷地等３７０．０１㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・西…宅地、南…本人畑、北…市道、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 以上です。
議	長	ただいま、調査員から説明がありました。 今回の第４条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第３種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題２．「農地法第４条許可申請に関する件」１件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題３．農地法第５条許可申請に関する件 ７ページ～１２ページ １５件		
議	長	次に、議題３．「農地法第５条許可申請に関する件」を審議します。 先ほど郡山の１件につきましては、議題１．「農地法第３条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の１４件について審議していただききたいと思います。 まず、谷山、１３番委員お願いします。

1 3 番 委 員	ご報告します。 番号1号、用途・施設：駐車場396.00㎡、転回場等565.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…雑種地、西…他人畑、南…里道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、権利の種別：使用貸借権。 番号2号、住家1棟121.52㎡、庭敷地等122.18㎡、東…市道、西・南…渡人畑、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号3号、宅地分譲2区画499.00㎡、東…他人田、西・南…農道、北…渡人田、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号4号、宅地分譲2区画484.00㎡、東・南…渡人田、西…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉野、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。 番号5号、資材置場64.00㎡、転回場等416.00㎡、東…農道、西…他人畑、南…宅地、他人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、所有権移転、売買。 番号6号、資材置場528.00㎡、転回場等2,323.00㎡、東…雑種地、西…市道、南…雑種地、山林、北…用悪水路、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 申請地は、吉田インターチェンジ入口付近に位置しており、譲渡人が昭和58年頃に農地転用の許可を受け、バスの駐車場として使用していた土地ですが、十数年前からバスを撤収し、空き地のような状況が続いていたため、譲受人である親会社が資材置場として使用を計画したところ、地目変更の手続きを行っておらず、現在も農地のままであることが判明したため、今回、改めて農地転用の許可申請がなされたものであります。 番号7号、宅地分譲2区画493.14㎡、東…他人畑、西…市道、南…宅地、北…渡人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。

8 番 委 員	ご報告します。 番号8号、駐車場48.00㎡、転回場等183.00㎡、東…国道、西…鉄道用地、南…雑種地、北…宅地、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 番号9号、住家1棟105.16㎡、庭敷地等362.84㎡、東・北…市道、西・南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、松元、9番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号10号、住家1棟43.80㎡、庭敷地等103.20㎡、東・西・北…宅地、南…県道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号11号、住家1棟109.30㎡、庭敷地等380.70㎡、東・南…貸人畑、西…宅地、貸人畑、北…市道、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。 番号12号、住家1棟105.58㎡、庭敷地等224.42㎡、東・西・南…里道、北…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。 番号13号、農業用倉庫1棟178.50㎡、通路等428.50㎡、東・南・北…他人畑、西…県道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。 この件について補足説明します。 申請地の農地区分は「農用地区域内農地」であるため、転用は原則不許可ですが、地域計画の見直しにより用途区分変更済みであり、不許可の例外である「農用地利用計画指定用途に供する場合」に該当するため、転用許可はやむを得ないと判断します。 なお、申請地は、転用許可を受けないまま農業用倉庫敷地としてすでに利用されていたことから、今回始末書添付のうえ申請するものです。 申請人には、転用許可を行う場合は農地法の許可を受けなければならないことと、今後このようなことがないよう指導いたしました。 以上です。
議 長	次に、郡山、7番委員お願いします。
7 番 委 員	ご報告します。 番号14号、住家1棟92.74㎡、庭敷地等453.76㎡、東・西・北…宅地、南…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 以上です。

議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号13号は、農用地区域内農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、農用地区域内農地である番号13号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。
議題4. 非農地認定に関する件 13ページ～15ページ 10件	
議 長	次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	ご報告します。 番号1号、調査結果：倉庫1棟、72年経過、現況宅地。 番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、伊敷、19番委員お願いします。
19番委員	ご報告します。 番号3号、調査結果：共同住宅1棟、48年経過、現況宅地。住家1棟、49年経過、現況宅地。 番号4号、調査結果：5873-3：住家1棟、56年経過、現況宅地。5873-4：通路として約50年経過、現況道路。6093-1：孟宗竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号5号、調査結果：杉、約40年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、11番委員お願いします。

1 1 番 委 員	ご報告します。 番号 6 号、調査結果：倉庫 1 棟、3 1 年経過、現況宅地。 番号 7 号、調査結果：ゴキ竹自然繁茂、約 3 0 年経過、現況山林。 この件について、補足説明いたします。 ゴキ竹の太さ、高さ、根の張り、申請地における密集した繁茂状況、農地への原状回復は困難など、総合的に判断し、非農地認定したところであります。 番号 8 号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約 3 0 年経過、現況山林。 番号 9 号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約 3 0 年経過、現況山林。 番号 1 0 号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約 2 0 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題 4.「非農地認定に関する件」1 0 件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題 5. 農用地利用集積等促進計画に関する件 別冊資料 2 2 5 件	
議 長	次に、議題 5.「農用地利用集積等促進計画に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。 1 7 ページから 1 8 ページにつきましては、1 7 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。 従いまして、1 7 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。 1 7 番委員におかれましては、離席をお願いします。 （1 7 番委員離席後） 1 7 ページから 1 8 ページにつきましては、事務局から説明をお願いします。

事務局	17番委員の議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 別冊資料2の2ページをご覧ください。 番号10から11の農地中間管理権の設定等を受ける者が議事参与の対象になっております。 現況は田2筆で、面積は1,062.00㎡、貸借期間は令和8年5月1日から令和18年4月30日、契約期間は10年、権利の種類は使用貸借権となっております。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、17ページから18ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。
議長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積等促進計画に関する件」17ページから18ページにつきましては、原案どおり承認することに決定いたします。 残りの案件の審議に入ります前に、17番委員におかれましては、ご着席をお願いします。 (17番委員着席後) 審議に戻ります。 残りの24件及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	議題5.「農用地利用集積等促進計画に関する件」について先程の分も含めまして説明します。 令和8年5月1日から契約開始予定の農用地利用集積等促進計画になります。 1ページをご覧ください。集計表になります。 賃貸借権25筆、24,107.00㎡、使用貸借権44筆、42,993.00㎡、合計25件、69筆、67,100.00㎡となっております。 2ページから5ページが令和8年5月1日から契約開始予定の一覧表になります。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、6ページから82ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。

議	長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題５．「農用地利用集積等促進計画に関する件」２４件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。
議題６．農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料３ １件		
議	長	次に、議題６．「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料３です。 松元、９番委員お願いします。
９ 番 委 員		ご報告します。２ページです。 ３．変更後の用途、建売住宅 ４．現況、申出地は、石谷町伏野地区にあり、松元支所から東北東へ約３．２ｋｍに位置し、東・南側は県道、西側は他人畑、宅地、北側は他人畑に接している。 ５．農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。
議	長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題６．「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」１件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。
議題７．地域計画に係る意見書に関する件 別冊資料４ ２６件		
議	長	次に、議題７．「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料４です。 農政総務課から説明をお願いします。

農政総務課	議題 7. 「地域計画に係る意見書に関する件」について、まとめてご説明申し上げます。 別冊資料 4-1 の 2 ページをお開き下さい。 こちらは、2 つの地域計画を統合して、新たに地域計画を策定するものです。 統合する前の地域計画ですが、3 ページの犬迫町（川路山、横井原）と 13 ページの犬迫町（中組、栗之迫）、この 2 つを統合しまして、新たに 19 ページの犬迫町上地区という地域計画を策定するものです。 統合の理由ですが、川路山、横井原については、担い手が 9 名程いらっしゃる地域です。中組、栗之迫については、認定農業者等の担い手がおらず、耕作者も 19 名程度、地域の代表者もご高齢であるということから、今後の農地利用のあり方をより広い地域で考えていき、農地の遊休化を防ぐための話し合いを広い範囲で行いたいということで統合するものです。 新規に策定する地域計画については以上です。 続きまして、別冊資料 4-2-1 の 2 ページをお開き下さい。 今回変更を行うものが、上から谷山 2 地区、伊敷 6 地区、吉野 2 地区、東桜島 1 地区、吉田 8 地区、桜島 1 地区、喜入 5 地区、計 25 地区となります。 各地域計画それぞれ変更内容は違うのですが、主な変更内容としましては、耕作者の変更に伴う目標地図の担う者の変更になります。また、一部の地域計画では、地域計画からの除外、新たに地域計画への編入などがあります。 今回の地域計画の見直しで、9 地区において、担い手への集積率が増加しております。一方、6 地区において、担い手への集積率が減少しております。こちらの主な要因ですが、担い手が耕作をやめた農地というの也有ありますが、元々認定農業者だった方が、ご高齢で認定農業者の更新をしなかったなどいろいろなケースで集積率が下がったものもあります。農地の耕作はされているのですが、担い手への集積率が下がってしまったというものもございます。 3 ページから 27 ページは、各地区の主な変更内容をまとめたものになり、29 ページから 190 ページは地域計画変更案になります。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 議題 7. 「地域計画に係る意見書に関する件」26 件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。
議題 8. 令和 9 年度国への農地等利用最適化推進施策の意見について 別冊資料 5	
議 長	続きまして、議題 8. 「令和 9 年度国への農地等利用最適化推進施策の意見について」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	議題 8.「令和 9 年度国への農地等利用最適化推進施策の意見について」です。別冊資料 5 をご覧ください。 各地区の農業者との意見交換会などの話し合いなどで農業者から出た意見をベースに、以下 3 項目を国への意見ということでまとめました。 1 生産資材等の価格高騰に対する支援措置の拡充 肥料や農業機械などの生産資材や、ビニールハウスの建て替え、維持管理等に係る費用は昨今の物価高騰に伴い増大し農業経営を大きく圧迫している。 今後も原材料の価格高騰や円安などの影響から、生産資材等の費用は高騰、高止まりが続くことが懸念される。肥料価格高騰対策事業費補助金など国の支援措置があることは承知しているが、生産資材等の高騰は農業者、新規就農者にとって大きな障壁となることから、生産資材等の価格高騰に対する支援措置の拡充を講じていただきたい。 2 有害鳥獣被害対策 有害鳥獣被害は、収穫時期に被害を受けることによる営農意欲の減退、それに伴う離農者の増加によって耕作放棄地が拡大するなど、地域農業に深刻な影響を及ぼしている。 有害鳥獣被害の対策として鳥獣被害防止総合対策交付金による支援が行われているが、今まで以上に実効性が高く、実情に即した支援措置を講じていただきたい。 3 農業担い手への支援の充実 高齢化や担い手不足による農業従事者の減少に伴い、耕作放棄された農地が増加している。 耕作放棄地の増加は、その周辺の優良農地の維持管理や耕作状況にも影響が及ぶおそれもあることから、早急な対策が必要である。 耕作放棄地の発生防止、解消を図るためにも、農業の担い手をしっかりと支援する措置を充実していただきたい。 この 3 項目を、県農業会議を通じて国に対し農地等利用最適化推進施策の意見として出したいと思っています。 以上です。
議長	ただいま、事務局から説明がありました。 提案事項について、原案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、議題 8.「令和 9 年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」は、原案どおり決定いたします。また、後日「県農業会議」へ提案いたします。 議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。

報		告	事	項
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 16ページ～20ページ 5件				
議	長	次に、報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、13番委員お願いします。		
13番委員		報告します。16ページです。 照会日：令和8年1月28日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年2月9日 鹿児島地方法務局へ報告済。 報告します。17ページです。 照会日：令和8年2月5日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年2月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、18ページです。 照会日：令和8年2月5日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年2月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、19ページです。 照会日：令和8年2月12日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年2月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。		
議	長	次に、郡山、7番委員お願いします。		
7番委員		報告します。20ページです。 照会日：令和8年2月3日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年2月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。		
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 21ページ～24ページ 25件				
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 25ページ～33ページ 26件				
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 34ページ 2件				
5. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 35ページ～61ページ 37件				
議	長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項5「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。		

事 務 局	21ページをお開き下さい。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は25件です。 登記地目別では、田47筆、29,620.00㎡、畑82筆、53,571.97㎡、合計129筆、83,191.97㎡となっております。 取得した事由別数は、相続が25件、権利の種別は、所有権が25件。農業委員会によるあっせん等は、有が6件、無が19件となっております。 22ページから24ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、25ページをお開き下さい。 報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係では、上から順に一般住宅が2件、駐車場4件、店舗等が1件、その他が1件、合計8件となっております。 第5条関係では、上から順に一般住宅が12件、駐車場5件、店舗等が1件、合計18件となっております。 26ページから28ページは、4条関係8件、29ページから33ページは、5条関係18件の内容です。お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、34ページをお開き下さい。 報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。 吉田地区で1件、郡山地区で1件、合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、35ページをお開き下さい。 報告事項5 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。 これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。 右側の一番下になります。 賃貸借権20件、76筆、90,438.00㎡、使用貸借権17件、43筆、32,912.00㎡、合計37件、119筆、123,350.00㎡です。 36ページから61ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。お目通しをお願いいたします。

6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料6 160件	
事務局	報告事項6 「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。 別冊資料6 ご覧下さい。 先月の地区推進協議会等で計160筆、115,033㎡の非農地判断を実施して頂いております。 実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 本日の議事は、全て終了しました。 (議事終了：午前10時48分) 続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。
事務局	・令和7年度第13回総会（月例）開催日時は、 3月27日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室